

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		農地中間管理事業						予算事業名		農地中間管理事業費			
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	農地中間管理事業の推進に関する法律			
				06	01	03	3401	経常経費					
総合計画体系		3歴史と自然を育む活力あるまちづくり(産業)						事業の区分		主要事業			
		3-1元気あふれる農業の振興(農業)											
		②担い手農業者の確保・育成・支援						担当課係等		農政課			
		3優良農地の確保・利用集積											
事業期間		継続 (平成26年度～ 年度)								農政係			
【めざす姿(意図・どのような状態になるのか)】						【事業開始のきっかけや他市の状況など】							
担い手となる農業者への農地を集積し、効率的な農業を推進し、農業の生産性の向上を図る。						農業の現場において、高齢化や後継者不足、荒廃農地の増加などの問題があるため、農地の有効利用の継続や、農業経営の効率化を進める担い手への農地の集積を推進が必要であるため。法に基づき、県内全市町村が農地中間管理機構と委託契約を締結している。							
【手段(事業内容・どのようなことを行うのか)】						【対象(だれに対して・何に対して行うのか)】							
公益社団法人茨城県農林振興公社(農地中間管理機構)が土地所有者から農地を借り受け、その農地を担い手農家に貸し付けし、担い手農地の集積、集約を図る。						農地の貸借人							
・集積計画、配分計画(案)の立案 ・農地中間管理機構と農業者との連絡調整 ・農地中間管理事業を推進するための事務処理、PR活動 ・農業者の自立施行による畦畔除去などに対する補助金を支払う。						【事業をとりまく環境の変化】							
						農業を取り巻く問題として、農業従事者の高齢化・後継者不足・荒廃農地の増加などがあげられる。離農する農業者の土地や耕作放棄地などを、農地として確保し、農業経営の効率化・拡大を目指す農業者に、効率的に結び付けることが求められる。							
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】					
農地の貸し借りを推進するために、農地中間管理機構との連携を図りながら事業を実施していく。また、一部地域及び一つの経営体が水稻で100haの経営を目指す、茨城モデル水稻メガファーム事業の該当になったため、県、農地中間管理機構と連携し、3年で事業完了する。				農地の貸し借りを推進するために、農地中間管理機構との連携を図りながら事業を実施していく。				農地の貸し借りを推進するために、農地中間管理機構との連携を図りながら事業を実施していく。					
■事業費													
				R01年度		R02年度							
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	0	0						
	県		支	出	金	7,260	14,400						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	211	639						
	一		般	財	源	0	0						
歳入計(千円)						7,471	15,039						
歳 出 内 訳	節(番号+名称)					金額(千円)	金額(千円)						
	10 需用費					117	155						
	11 役務費					94	476						
	13 使用料及び賃借料					0	8						
	18 負担金補助及び交付金					7,260	14,400						
歳出計(千円)(A)						7,471	15,039						
伸び率(%)							101.29						
備考	総合計画96ページ 予算書120ページ												

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	担い手登録者	人	目標	130.00	130.00	130.00
			実績	98.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	事業実績面積	ha	目標	220.00	235.00	265.00
	農地中間管理事業に供された土地（延べ面積ha）		実績	207.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	農地の貸し借りの問題を解決させるものであり、必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	事務取扱要領に従うものであり、妥当である。
	手段の妥当性	A 妥当である	事務取扱要領に従うものであり、妥当である。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらも言えない	事務事業費に対する補助はあるが、事務手続きが煩雑であり、人員効率が良いとは言えない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	市内の土地を対象とする事業であり、偏りは無い。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	少しずつであるが事業を活用しての集積が進んでいる。
進捗度	事業の進捗	B どちらも言えない	畑での事業活用が制度上の問題で、困難を極めている。田については、毎年一定の成果がある。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
集積に対する補助金の額や条件等が毎年変わることから、事業の周知方法が難しい。また、事務手続きが煩雑である。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
認知度が低い状況にあることから、事業のメリット等について、茨城モデル水稻メガファーム事業の地権者個別訪問時や担い手への説明会及び人・農地プラン等、他事業の説明会等も活用し、周知徹底を図る。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容 農地の貸し借りについて、貸す側も借りる側も将来に対する不安（「いつまで借りてもらえるか」「いつまで貸してもらえるか」）などが軽減される事業趣旨の周知を徹底する。また、周知徹底を行う手段として、茨城モデル水稻メガファーム事業の説明会や人・農地プラン等、他事業の説明会等も活用する。	
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	